

福岡工業大学ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(R4.7.1)

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の綱領	○	-
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	1-2 (3)

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	-
2-2 理事	○	2-2 (3)
2-3 監事	○	-
2-4 評議員会	○	-
2-5 評議員	○	-

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	-
3-2 教授会	○	-

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	-
4-2 教職員等に対して	○	4-2 (1)
4-3 社会に対して	○	-
4-4 危機管理及び法令遵守	○	-

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	-

<適合状況についての解説>

第1章 1-2 (3) 私立大学の社会的責任等
本学は、教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るために、毎年、格付会社2社から格付審査を受けております。その結果、R&I社からは、「A+」、JCR社からは「AA-」の評価を受けております。

第2章 2-2 (3) 外部理事の役割
本学は、複数名の外部理事を選任しております、また、外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行しております。

第4章 4-2 (1) 教職協働
本学は、中期経営計画（マスタープラン）の実効性を高めるために、教員と事務職員等は、教育研究活動等の取り組みについて、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保しております。